

平成31年

1月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（平成31年）1月10日（木） 14：30～14：55	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（10名）</p> <p>（敬称略） 1 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5</p> <p>（議席順） 6 7 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>1 西辻 達佳 5 高橋 一隆 6 小林 修 7 横田 武</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地使用貸借権の解約による通知書受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料の情報提供について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成31年1月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、会議に入る前に事務局から出席者数の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会総会に出席されております委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、5番、高橋委員、6番、小林委員、7番、横田委員でございます。また、8番、久保委員さんにつきましては、少しおくれて来られるということで聞いております。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、大谷、山千代両委員さん、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは1ページをお開きください。</p>

1月委員会議事日程にしたがいまして、議案第1号から3号、報告1号から4号の順に御審議をいただきます。

事務局 ちよつと報告より先にさせていただきます。

申しわけございません。議案書の一番最終ページ、16ページ目でございますが、1カ所訂正箇所がございます。和泉市賃借料情報ということで、「平成30年1月から12月までに許可された賃貸借における賃貸借料水準は以下のとおりとなっております」でとまっておりますけれども、「す。」という形で訂正のほうをお願いいたします。

会長 再開いたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、松尾寺町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、松尾寺町で、地目は、田2筆、面積は合わせて、293平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.5キロメートル、車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、田植機等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、今まで同様、周りに影響を与えないとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、野菜などを栽培していることを確認し、譲渡人・譲受人に面談し双方に意思確認いたしました。譲受人は現在、野菜などを栽培しており、今後とも同様に現地で野菜を栽培する予定であるとのことです。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、春木町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、春木町で、地目は田・畑、面積は合計2,467平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので2種農地と判断いたします。

転用目的は農地造成で、優良な農地を造成するための一時転用であります。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は、周囲の土地より低く、雨などにより水が溜まり危険性がある状態である。申請地を造成することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請者に直接確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を造成し野菜などを耕作する予定であるとのことであり、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この案件につきましては、転用面積が2,000平米を超える農地造成の一時転用でございますので、先月に特別審査委員会を開催させていただき、特別審査委員及び地区担当委員により現地確認を行っております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画15件を

別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、2、3、4、5、6、7、8につきましては、関連しておりますので一括上程とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番から8番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は万町、和田町、室堂町で、地目は田9筆、面積は合わせて7,927.68平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員、前田推進委員、横田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培後保全管理されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。議案第3号、1から8番につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号9、鍛冶屋町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、9番について説明させていただきます。

物件は鍛冶屋町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,097平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で野菜を栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号9については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、10、11、12につきましても、関連いたしておりますので一括上程とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書8ページ、10番から12番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は小野田町、北田中町、松尾寺町で、地目は田6筆、面積は合わせて4,269平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員、友田委員、吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、10、11、12については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号13、観音寺町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、13番について説明させていただきます。

物件は観音寺町で、地目は田、2筆、面積は合わせて674平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、花卉栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、花卉栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第3号、番号13については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号14、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、14番について説明させていただきます。

物件は府中町四丁目で、地目は田1筆、面積は、879平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、花卉栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、花卉栽培されている農地であり、貸し手、借り手に会って意思確認をいたしました。貸し手は、貸すことに同意され、借り手は、申請地で花卉を栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございま

せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので御審議いただきますようよろしくお願いたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号14につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号15、小野田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書8ページ、15番について説明させていただきます。

物件は小野田町で、地目は田1筆、面積は、1,917平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に、電話で確認しました。借り手は申請地で野菜を栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号15については、このとおり決定することといたします。

次に、報告に移ります。

報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。

10ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので報告する。

12ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件、賃貸借権設定1件を専決により受理したので報告する。

14ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料の情報提供について、和泉市管内農地の賃借料の情報を別表のとおり公表するものとする。

16ページを御参照ください。

和泉市賃借料情報。

以上で、本日の議事、報告は終わります。

閉会時間14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員